



# 第89期定時株主総会 招集ご通知

## アンリツ株式会社

日時 平成27年6月25日(木曜日) 午前10時  
場所 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号  
当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

### 議案

- 第1号議案 ー 剰余金処分の件
- 第2号議案 ー 定款一部変更の件
- 第3号議案 ー 取締役(監査等委員であるものを除く。)8名選任の件
- 第4号議案 ー 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 ー 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 ー 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額決定の件
- 第7号議案 ー 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 ー 役員賞与支給の件
- 第9号議案 ー 取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する株式報酬額及び内容決定の件

## 目次

■第89期定時株主総会招集ご通知	1
【提供書面】	
■事業報告	
・企業集団の現況	3
当事業年度の事業の状況 (3)	直前3事業年度の財産及び損益の状況 (6)
重要な子会社等の状況 (7)	対処すべき課題 (7)
主要な事業内容 (9)	主要な事業所 (9)
使用人の状況 (9)	主要な借入先の状況 (9)
・会社の現況	10
株式の状況 (10)	新株予約権等の状況 (11)
会社役員の状況 (12)	会計監査人の状況 (15)
業務の適正を確保するための体制 (16)	
株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (20)	
■連結計算書類	
・連結財政状態計算書	21
・連結純損益及びその他の包括利益計算書	22
・連結持分変動計算書	23
■計算書類	
・貸借対照表	24
・損益計算書	25
・株主資本等変動計算書	26
■監査報告	
・連結計算書類に係る会計監査報告	27
・計算書類に係る会計監査報告	28
・監査役会の監査報告	29
■株主総会参考書類	
・第1号議案  剰余金処分の件	31
・第2号議案  定款一部変更の件	32
・第3号議案  取締役(監査等委員であるものを除く。)8名選任の件	37
・第4号議案  監査等委員である取締役3名選任の件	42
・第5号議案  補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	45
・第6号議案  取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額決定の件	46
・第7号議案  監査等委員である取締役の報酬額決定の件	46
・第8号議案  役員賞与支給の件	46
・第9号議案  取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する株式報酬額及び内容決定の件	47

証券コード 6754  
平成27年6月3日

株 主 各 位

神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号  
**アンリツ株式会社**  
代表取締役 橋 本 裕 一

## 第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、次頁のご案内に従って、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時  
2. 場 所 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号  
当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

### 3. 目的事項 報告事項

- 第89期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第89期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件  
第8号議案 役員賞与支給の件  
第9号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬額及び内容決定の件

以 上

~~~~~  
(1)本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.anritsu.com/ja-JP>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(2)株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.anritsu.com/ja-JP>) における掲載によりお知らせいたします。

~~~~~ < 議決権行使についてのご案内 > ~~~~~

1. 株主総会にご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
2. 当日株主総会にご出席願えない場合は、次のとおり、同封の議決権行使書用紙をご郵送いただくか、又はインターネット等により議決権をご行使ください。

**【書面による議決権行使】**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

なお、議案に対する賛否のご表示がないときは、会社提案に「賛」として取り扱わせていただきます。

**【インターネットによる議決権行使】**

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトパソコン又は携帯電話を用いてご利用いただくことによつてのみ可能です。

**【議決権行使ウェブサイトURL】** <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード<sup>®</sup>」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）



- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご登録ください。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによつて複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- (5) パソコンを用いて議決権を行使される場合は、画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であることが必要となります。また、ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft<sup>®</sup> Internet Explorerが必要となり、PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe<sup>®</sup> Acrobat<sup>®</sup> Reader<sup>®</sup>又はVer.6.0以降のAdobe<sup>®</sup> Reader<sup>®</sup>が必要となります。
- (6) 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種が必要となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

（Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe<sup>®</sup> Acrobat<sup>®</sup> Reader<sup>®</sup>及びAdobe<sup>®</sup> Reader<sup>®</sup>は、米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。）

**【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】**

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専門ダイヤル

 0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

###### イ. 全般的概況

当期における世界経済は、米国において景気回復基調が続く一方、中東・東欧における地政学的リスクの拡大や、中国における経済成長の鈍化等、不透明な状況が継続しました。国内においては、金融・財政政策や賃上げにより個人消費の改善が期待されるなど、景気回復機運が高まっています。

情報通信ネットワークの分野においては、スマートフォン、タブレット端末等を用いたモバイル・ブロードバンド・サービスが浸透した結果、ネットワークのデータ通信量が急速に増加しております。これに対応するため、LTE (Long Term Evolution) 及びLTEをさらに拡張したLTE-Advancedの普及が本格化しており、規格適合試験やオペレータの受入試験などの開発需要が高まりました。特に、当期においては、LTE-Advancedの要素技術であるMIMO (Multiple-Input and Multiple-Output：送受信に複数のアンテナを使って無線データ通信の高速・大容量化を図る技術)、CA (Carrier Aggregation：複数の搬送波を束ねて帯域拡張を実現する技術) 等への開発ニーズが高まりました。製造分野では、チップセット・ベンダーが提供するリファレンス・デザインを活用した中国・インドなどの新興端末ベンダーも急速に成長しています。また、Wi-Fiなどのノンセルラーとセルラーの融合も進展しています。

一方でモバイル関連市場では、欧米を軸に企業買収や事業再編、あるいは合従連衡等の動きが加速し、顧客の投資動向にも変動が見られます。スマートフォン製造市場では、先進国において高機能高価格端末の普及が一巡する中、新興国の市場拡大を背景とした低価格端末ベンダーの躍進や、国内における低価格なモバイル・サービス事業者 (MVNO) の台頭など、市場環境は多様な変化を遂げております。

このような環境のもと、当社グループは、開発及び顧客サポートを軸に戦略投資を行い、アップデートされる国際標準規格への対応、異なる通信規格間の相互接続検証、端末・チップセットの生産性向上、無線インフラ整備の作業効率向上等、提供するソリューションの競争力強化に取り組みました。

当期は、計測事業において、アジアを中心としたモバイル市場向け計測器の需要は堅調に推移しましたが、日米欧市場における業界再編や投資抑制の影響を受けました。また、ネットワーク・インフラ市場、エレクトロニクス市場向け計測器需要も総じて低調でした。この結果、受注高は1,010億84百万円（前期比2.7%減）、売上収益は988億39百万円（前期比3.0%減）となり、営業利益は108億82百万円（前期比22.9%減）、税引前当期利益は115億91百万円（前期比18.6%減）、当期利益は78億74百万円（前期比15.5%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は78億57百万円（前期比15.6%減）となりました。

また、単独決算につきましては、受注高は505億55百万円（前期比7.5%減）、売上高は498億76百万円（前期比7.8%減）となり、営業利益は44億79百万円（前期比38.6%減）、経常利益は59億46百万円（前期比25.4%減）、当期純利益は43億33百万円（前期比19.8%減）となりました。

期末の受注残高は、連結では196億84百万円（前期比12.9%増）、単独では76億5百万円（前期比9.8%増）であります。

#### □. 事業部門別概況

当期の事業部門別売上収益は次のとおりであります。

| 区 分     | 第 88 期(前期) |       | 第 89 期(当期) |       | 前 期 比  |       |
|---------|------------|-------|------------|-------|--------|-------|
|         | 金 額        | 構 成 比 | 金 額        | 構 成 比 | 増 減 額  | 増 減 率 |
|         | 百万円        | %     | 百万円        | %     | 百万円    | %     |
| 計 測     | 75,962     | 74.6  | 73,443     | 74.3  | △2,519 | △3.3  |
| 産 業 機 械 | 16,919     | 16.6  | 16,198     | 16.4  | △721   | △4.3  |
| そ の 他   | 8,970      | 8.8   | 9,198      | 9.3   | 227    | 2.5   |
| 合 計     | 101,853    | 100.0 | 98,839     | 100.0 | △3,013 | △3.0  |

#### 〔計測部門〕

この部門は、通信事業者、関連機器メーカー、保守工事業者へ納入する、多機種にわたる通信用及び汎用計測器、測定システム、サービス・アシユアランスの開発、製造、販売を行っています。

当期は、アジア地域では総じて堅調に推移しましたが、他地域において顧客の事業撤退や設備投資抑制の影響を受け、全体としては前期を下回る売上収益となりました。また、開発案件の増加等に伴い研究開発投資は前期を上回るとともに、海外顧客サポート力強化のための費用も高水準で推移しました。この結果、売上収益は734億43百万円（前期比3.3%減）、営業利益は89億43百万円（前期比31.3%減）となりました。

### 〔産業機械部門〕

この部門は、高精度かつ高速の各種自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機などの食品・医薬品・化粧品産業向けの生産管理・品質保証システム等の開発、製造、販売を行っています。

当期は、海外市場で北米を中心に堅調に推移しました。一方、日本市場においては、当期の前半は顧客に設備投資に対する慎重な姿勢が見受けられましたが、当期の後半は順調に推移しました。また、国内の設備更新需要の獲得及び海外市場での拡販に向けて、研究開発投資と販売推進活動に積極的に取り組みました。この結果、売上収益は161億98百万円（前期比4.3%減）、営業利益は8億24百万円（前期比31.8%減）となりました。

### 〔その他の部門〕

これら2部門以外に、情報通信事業、デバイス事業、物流、厚生サービス、不動産賃貸等の事業を展開しております。

当期は、デバイス事業で前期に行った事業構造改革の成果もあり、増収増益となりました。また、本社地区の使用計画を一部見直し、過年度に閉鎖を決定していた建物構築物を継続使用することに変更したため、減損損失の戻入れを認識しました。この結果、売上収益は91億98百万円（前期比2.5%増）、営業利益は19億63百万円（前期比108.5%増）となりました。

売上収益988億39百万円を地域別に見ますと、日本は271億16百万円（前期比10.0%減）、米州は243億67百万円（前期比15.6%減）、EME A（欧州・中近東・アフリカ）は158億85百万円（前期比8.8%増）、アジア他は314億70百万円（前期比11.4%増）であり、当社グループ全売上収益に対する比率は日本27.4%、米州24.7%、EME A 16.1%、アジア他31.8%であります。

## ② 設備投資の状況

当期の設備投資は総額96億12百万円であり、主力の計測事業を中心に技術革新と販売競争に対処するため新製品開発と原価低減に向けた投資を継続するとともに、「グローバル本社棟」の建設を含む本社地区におけるBCP（事業継続計画）整備を推進しました。

## ③ 資金調達の状況

当期において、借入金53億円の返済に対し長期借入金25億円の資金調達を行いました。



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                           | 第 86 期<br>平成23年度<br>(日本基準) | 第 86 期<br>平成23年度<br>(IFRS基準) | 第 87 期<br>平成24年度<br>(IFRS基準) | 第 88 期<br>平成25年度<br>(IFRS基準) | 第89期(当期)<br>平成26年度<br>(IFRS基準) |
|-------------------------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 受 注 高(百万円)                    | 90,358                     | 90,358                       | 96,037                       | 103,864                      | 101,084                        |
| 売上高又は売上収益(百万円)                | 93,586                     | 93,622                       | 94,685                       | 101,853                      | 98,839                         |
| 営 業 利 益(百万円)                  | 14,414                     | 14,000                       | 15,714                       | 14,123                       | 10,882                         |
| 経 常 利 益(百万円)                  | 13,593                     | —                            | —                            | —                            | —                              |
| 税 引 前 当 期 利 益(百万円)            | —                          | 13,094                       | 16,139                       | 14,239                       | 11,591                         |
| 当期純利益又は当期利益(百万円)              | 10,180                     | 7,972                        | 13,888                       | 9,318                        | 7,874                          |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)         | —                          | 7,972                        | 13,896                       | 9,305                        | 7,857                          |
| 1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益(円)   | 79.39                      | 62.17                        | 98.41                        | 64.93                        | 55.72                          |
| 総資産又は資産合計(百万円)                | 113,069                    | 111,287                      | 115,095                      | 127,149                      | 126,893                        |
| 純資産又は親会社の所有者に帰属する持分(百万円)      | 54,863                     | 46,818                       | 64,542                       | 74,886                       | 78,639                         |
| 1株当たり純資産額又は1株当たり親会社所有者帰属持分(円) | 399.56                     | 341.43                       | 450.36                       | 522.54                       | 572.04                         |

(注) 1. 当社は、第87期より、国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しており、第86期につきましては、従来の日本基準に基づいた数値とIFRSに基づいた数値を併記しております。なお、科目等の表記が日本基準とIFRSと異なる場合、両方を記載しております。

2. 1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額又は1株当たり親会社所有者帰属持分は期末発行済株式総数に基づきそれぞれ算出しており、表示単位未満を四捨五入して表示しております。なお、前記数値は、発行済株式総数より自己株式数を控除して算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 第 86 期<br>平成23年度<br>(日本基準) | 第 87 期<br>平成24年度<br>(日本基準) | 第 88 期<br>平成25年度<br>(日本基準) | 第89期(当期)<br>平成26年度<br>(日本基準) |
|----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 受 注 高(百万円)     | 53,379                     | 52,761                     | 54,676                     | 50,555                       |
| 売 上 高(百万円)     | 52,549                     | 52,397                     | 54,091                     | 49,876                       |
| 営 業 利 益(百万円)   | 9,301                      | 8,853                      | 7,294                      | 4,479                        |
| 経 常 利 益(百万円)   | 9,215                      | 9,731                      | 7,969                      | 5,946                        |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 2,027                      | 8,066                      | 5,400                      | 4,333                        |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 15.81                      | 57.12                      | 37.68                      | 30.73                        |
| 総 資 産(百万円)     | 125,277                    | 122,749                    | 125,836                    | 120,350                      |
| 純 資 産(百万円)     | 69,539                     | 79,167                     | 81,538                     | 77,673                       |
| 1株当たり純資産額(円)   | 506.59                     | 551.65                     | 567.63                     | 563.46                       |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づきそれぞれ算出しており、表示単位未満を四捨五入して表示しております。なお、前記数値は、発行済株式総数より自己株式数を控除して算出しております。



## (3) 重要な子会社等の状況

## ① 重要な子会社の状況

| 会社名                             | 資本金                   | 出資比率  | 主要な事業内容             |
|---------------------------------|-----------------------|-------|---------------------|
| アンリツ産機システム株式会社                  | 1,350百万円              | 100%  | 産業機械の製造、販売          |
| アンリツネットワークス株式会社                 | 355                   | 100   | 情報通信機器の製造、販売        |
| 東北アンリツ株式会社                      | 250                   | 100   | 計測器、情報通信機器の製造       |
| アンリツカスタマーサポート株式会社               | 100                   | 100   | 計測器の校正、修理、保守        |
| アンリツデバイス株式会社                    | 90                    | 100   | 光デバイスの製造            |
| アンリツエンジニアリング株式会社                | 40                    | 100   | ソフトウェアの開発           |
| アンリツ興産株式会社                      | 20                    | 100   | 施設管理、厚生サービス、カタログ等制作 |
| アンリツ不動産株式会社                     | 20                    | 100   | 不動産の賃貸              |
| 株式会社アンリツプロアソシエ                  | 10                    | 100   | シェアード・サービス・センター業務   |
| A T テクマック株式会社                   | 10                    | 50    | 加工品、ユニット組立品の製造、販売   |
| Anritsu U.S. Holding, Inc. [米国] | 9千米ドル                 | 100   | 海外子会社の持株会社          |
| Anritsu Company [米国]            | 9,528千米ドル             | (100) | 計測器等の製造、販売          |
| Anritsu EMEA Ltd. [英国]          | 1,502千英ポンド            | 100   | 計測器等の販売             |
| Anritsu Company Ltd. [香港]       | 43,700千香港ドル           | 100   | 計測器等の販売             |
| Anritsu A/S [デンマーク]             | 217,000千デンマーク<br>クローネ | 100   | サービス・アシユアランス等       |

(注) 1. 出資比率欄の括弧内の数字は間接比率を示しております。

2. アンリツ計測器カスタムサービス株式会社は、平成26年7月1日をもってアンリツカスタマーサポート株式会社に商号変更いたしました。

## ② 重要な関係会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は米州においては回復基調で推移すると思われるますが、欧州・中国経済の動向や、東欧・中近東などにおける地政学的リスクの増大など不安定な要素を残しており予断を許さない状況です。また、技術革新、市場環境や競争関係の変化、金融情勢の動向に常に的確に対応する必要があります。

当社グループはこのような市場環境を踏まえ、次の施策を展開してまいります。

## ・事業部門別の施策

主力の計測事業は、引き続き次の3つの市場に注力してまいります。

世界各国で需要が拡大しているモバイル市場では、顧客との開発ロードマップの共有や技術サポートの強化により顧客密着度を高め、競争優位のポジションを確立します。

ネットワーク・インフラ市場では、基地局網の拡大とスモールセル(従来の基地局を補完する小出力でカバー範囲の狭い基地局)による高密度化が進展しており、これらネットワーク・インフラの増強に対応した製品を、グローバルに展開してまいります。

エレクトロニクス市場では、輸送機器、家電製品、社会インフラにまで多様な無線技術が応用されており、成長する分野で最先端の市場要求に対応した計測ソリューションを提供することにより事業拡大を目指します。

また、グローバル調達体制の構築や、研究開発や顧客サポートの効率化を積極的に進め、さらなる収益力の向上に努めます。

産業機械事業は、製品の高付加価値化、差別化戦略により市場を深耕してまいります。成長する海外市場では、地産地消戦略のもとサプライ・チェーンの最適化を図り、製品競争力、価格競争力、ローカル・エンジニアリング力などを強化し、グローバルに展開する大手食品メーカーとの関係をさらに深めるとともに、新規顧客の開拓に努めます。

#### ・中期経営計画の策定等

当社は、経営ビジョンである「利益ある持続的成長」の実現に向けて10年スパンの時間軸で取り組む「2020 VISION」を掲げるとともに、そのマイルストーンとなる中期経営計画「GLP2017」を策定し、継続して企業価値の向上に取り組んでおります。また、経営戦略を遂行するうえで阻害要因となるリスクを適切に管理・対応し、競争優位の源泉に変えていくため、内部統制システムの整備により確立した国内外のグループ会社との連携をさらに強化し、リスク・マネジメント・システムを高度化してまいります。

#### ・コーポレート・ガバナンスの充実

当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を高めていくため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置づけております。「監査等委員会設置会社」に移行することにより、取締役会の監査・監督機能を強化しコーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることで、より透明性の高い経営の実現を目指してまいります。

#### ・CSR推進活動

当社グループは、誠実な企業活動を通じて社会的課題解決に貢献してこそ企業価値の向上が実現されると考えており、CSR活動にも積極的に取り組んでおります。製品・サービスを通じた安全・安心な社会づくりへの貢献をCSR活動の第一義に捉え、コンプライアンス、顧客満足(CS)、サプライ・チェーン・マネジメント、地球環境保護、ダイバーシティの尊重(女性や外国籍の従業員等の人材が活躍できる環境整備等)、人権・労働安全衛生など、様々な領域で企業に求められる役割を果たしてまいります。

以上の活動を通じて、2020年までに到達したい姿を描いた「2020 VISION」の中で掲げた「グローバル・マーケット・リーダーになる」・「事業創発で新事業を生み出す」という目標達成を目指すとともに、継続して企業価値の向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

| 事業部門 | 主 要 製 品 等  |
|------|--|
| 計 測  | デジタル通信・IPネットワーク用測定器、光通信測定器、移动通信測定器、RF・マイクロ波・ミリ波帯汎用測定器、サービス・アシュアランス |
| 産業機械 | 自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機、精密寸法測定機                                      |
| その他  | 情報通信、光デバイス、不動産賃貸等  |

(6) 主要な事業所 (平成27年3月31日現在)

① 当社

|      | 所 在 地                                       |
|------|---|
| 本 社  | 神奈川県厚木市                                     |
| 営業拠点 | 神奈川県厚木市、東京都新宿区、宮城県仙台市、愛知県名古屋市、大阪府吹田市、福岡県福岡市 |
| 事業所  | 福島県郡山市                                      |

② 子会社

| 名 称  | 所 在 地   |
|--|---|
| アンリツ産機システム株式会社<br>アンリツカスタマーサポート株式会社<br>アンリツエンジニアリング株式会社<br>アンリツ不動産株式会社 | アンリツネットワークス株式会社<br>アンリツデバイス株式会社<br>アンリツ興産株式会社<br>株式会社アンリツプロアソシエ |
| ATテックマック株式会社   | 神奈川県平塚市   |
| 東北アンリツ株式会社   | 福島県郡山市  |
| Anritsu Company  | 米国・カリフォルニア  |
| Anritsu EMEA Ltd.  | 英国・ベッドフォードシャー   |
| Anritsu Company Ltd.   | 香港・カオルーン  |
| Anritsu A/S  | デンマーク・コペンハーゲン   |

(7) 使用人の状況 (平成27年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 3,926名  | +46名        |

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 789名    | +32名        | 41.5歳   | 17.5年       |

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

| 借 入 先        | 借 入 額    |
|--------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 2,450百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 2,170百万円 |
| 株式会社横浜銀行     | 1,650百万円 |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 400,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 138,115,294株（自己株式643,983株を含む。）

(注) 平成27年2月16日付けで実施した自己株式の消却（5,840,900株）により、発行済株式の総数は、前期末に比べて5,840,900株減少しております。

- ③ 株主数 24,232名  
 ④ 大株主

| 株 主 名   | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|-------|---------|
|   | 千株    | %       |
| BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND   | 7,304 | 5.31    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 5,063 | 3.68    |
| 全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会   | 4,785 | 3.48    |
| NOMURA BANK (LUXEMBOURG) S.A. S/A NOMURA<br>MULTI CURRENCY JAPAN STOCK LEADERS FUND | 4,700 | 3.42    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）   | 4,439 | 3.23    |
| T A I Y O F U N D , L . P .   | 3,615 | 2.63    |
| 三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社   | 2,668 | 1.94    |
| J U N I P E R   | 2,544 | 1.85    |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社   | 2,314 | 1.68    |
| N I P P O N V E S T   | 2,250 | 1.64    |

(注) 持株比率は自己株式（643,983株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

## ① 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）

- ・新株予約権の数 965個
- ・目的である株式の種類及び数 普通株式 209,000株
- ・当社役員の保有状況

|     | 回次   | 行使価額   | 行使期間                  | 個数   | 保有者数 |
|-----|------|--------|-----------------------|------|------|
| 取締役 | 第8回  | 908円   | 平成26年9月1日～平成28年8月31日  | 60個  | 3名   |
|     | 第9回  | 908円   | 平成26年9月1日～平成28年8月31日  | 14個  | 2名   |
|     | 第10回 | 1,002円 | 平成27年8月21日～平成29年8月20日 | 36個  | 4名   |
|     | 第11回 | 1,002円 | 平成27年8月21日～平成29年8月20日 | 4個   | 1名   |
|     | 第12回 | 1,295円 | 平成28年8月22日～平成34年8月21日 | 420個 | 5名   |
|     | 第14回 | 956円   | 平成29年9月1日～平成35年8月31日  | 420個 | 5名   |
| 監査役 | 第9回  | 908円   | 平成26年9月1日～平成28年8月31日  | 7個   | 1名   |
|     | 第11回 | 1,002円 | 平成27年8月21日～平成29年8月20日 | 4個   | 1名   |

- (注) 1. 当社は、社外取締役に対して新株予約権を割り当てておりません。  
 2. 監査役は、監査役就任前に当社従業員としての地位に基づいて割り当てを受けたものであります。  
 3. 第8回から第11回までの新株予約権1個当たりの目的である株式数は1,000株、第12回及び第14回の新株予約権1個当たりの目的である株式数は100株であります。

## ② 当期中に従業員等に対して交付した新株予約権の状況

平成26年6月26日開催の第88期定時株主総会決議による第15回新株予約権

- ・新株予約権の数 855個
- ・目的である株式の種類及び数 普通株式 85,500株
- ・新株予約権の行使時の払込金額 1株につき956円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成29年9月1日から平成35年8月31日まで
- ・従業員等への交付状況

|             | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 交付者数 |
|-------------|---------|-----------|------|
| 当社従業員       | 480個    | 48,000株   | 13名  |
| 子会社の役員及び従業員 | 375個    | 37,500株   | 15名  |

## ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の様況

#### ① 取締役及び監査役の様況 (平成27年3月31日現在)

| 地 位       | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況  |
|-----------|-----------|--|
| 代表取締役社長   | * 橋 本 裕 一 | グループCEO  |
| 代 表 取 締 役 | * 田 中 健 二 | 計測事業グループプレジデント、グローバルオペレーションセンター担当  |
| 取 締 役     | * 政 文 祐   | 産業機械事業グループプレジデント、精密計測営業部担当<br>アンリツ産機システム株式会社 代表取締役社長                     |
| 取 締 役     | * 谷 合 俊 澄 | 経営企画総括、コーポレート総括、コンプライアンス総括、<br>経営企画室長、法務部・人事総務部担当<br>アンリツ不動産株式会社 代表取締役社長 |
| 取 締 役     | * 窪 田 顕 文 | 財務総括、経理部長、不動産管理部担当   |
| 取 締 役     | 青 井 倫 一   | 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科 研究科長・<br>専任教授                                    |
| 取 締 役     | 関 孝 哉     | コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 代表取締役   |
| 取 締 役     | 青 木 昭 明   | シチズンホールディングス株式会社 社外取締役<br>ソニー株式会社ソニーユニバーシティ 学長                           |
| 常 勤 監 査 役 | 山 口 重 久   |  |
| 常 勤 監 査 役 | 菊 川 知 之   |  |
| 監 査 役     | 田 中 信 義   | 弁護士  |
| 監 査 役     | 神 谷 國 廣   | 大末建設株式会社 社外取締役   |

- (注) 1. 取締役青井倫一氏、取締役関 孝哉氏及び取締役青木昭明氏は、社外取締役であります。  
 なお、当社は取締役青井倫一氏、取締役関 孝哉氏及び取締役青木昭明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役田中信義氏及び監査役神谷國廣氏は、社外監査役であります。  
 なお、当社は監査役田中信義氏及び監査役神谷國廣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役神谷國廣氏は、株式会社日立製作所において経理センタ長等を務めたほか、公益社団法人日本監査役協会会計委員会委員等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成26年6月26日開催の第88期定時株主総会において、青木昭明氏は取締役に選任され就任しました。
5. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

| 氏 名   | 退 任 日      | 退任事由 | 退任時の地位、担当及び重要な兼職の様況 |
|-------|------------|------|---------------------|
| 細 田 泰 | 平成26年6月26日 | 任期満了 | 取締役 (社外取締役)         |

6. 平成27年4月1日をもって担当等が次のとおり変更されました。

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 代表取締役 | *田中健二 | 計測事業グループプレジデント  |
| 取締役   | *谷合俊澄 | コーポレート総括、経営企画室長、経営情報システム部・コーポレートコミュニケーション部・法務部・貿易管理部・事業創発センター担当 |
| 取締役   | *窪田顕文 | CFO、経理部長、IR部長、グローバルオーディット部担当                                    |

7. 当社は執行役員制度を導入しており、前記\*印を付した取締役は執行役員を兼務しております。平成27年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

| 地 | 位 | 氏名   | 地 | 位 | 氏名            |
|---|---|------|---|---|---------------|
| 社 | 長 | 橋本裕一 | 執 | 行 | グエラルド・オストハイマー |
| 副 | 社 | 田中健二 | 執 | 行 | 橋本康伸          |
| 常 | 務 | 政文祐  | 執 | 行 | 服部司           |
| 常 | 務 | 高橋敏彦 | 執 | 行 | ウェイド・ヒューロン    |
| 常 | 務 | 谷合俊澄 | 執 | 行 | 脇永徹           |
| 常 | 務 | 清家高志 | 執 | 行 | 高橋幸宏          |
| 執 | 行 | 舟橋伸夫 | 執 | 行 | 浜田宏一          |
| 執 | 行 | 窪田顕文 | 執 | 行 |               |

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 | 分 | 人数  | 報酬等の額  |
|---|---|-----|--------|
| 取 | 締 | 9名  | 213百万円 |
| 監 | 査 | 4名  | 57百万円  |
| 合 | 計 | 13名 | 271百万円 |

(注) 1. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含みます。）が45百万円あります。

2. 平成18年6月28日開催の第80期定時株主総会による役員報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）は、取締役年額260百万円、監査役年額60百万円であります。

3. 上記報酬等の額には、平成27年6月25日開催予定の第89期定時株主総会において付議いたします役員賞与が次のとおり含まれております。

取締役 5名 55百万円

なお、当社は社外取締役及び監査役に対して賞与を支払っておりません。

4. 上記報酬等の額には、取締役5名のストック・オプションによる報酬額8百万円が含まれております。なお、当社は、社外取締役及び監査役に対してストック・オプションとして新株予約権を割り当てておりません。

5. 上記報酬等の額のうち、社外取締役4名、社外監査役2名の報酬の合計額は40百万円であります。

6. 上記人数には、平成26年6月26日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。



### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 社外役員の兼職の状況（他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合）

| 氏名      | 地位    | 兼職先及び兼職内容                      |
|---------|-------|--------------------------------|
| 関 孝 哉   | 社外取締役 | コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 代表取締役 |
| 青 木 昭 明 | 社外取締役 | シチズンホールディングス株式会社 社外取締役         |
| 神 谷 國 廣 | 社外監査役 | 大末建設株式会社 社外取締役                 |

(注) 当社とコーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社、シチズンホールディングス株式会社及び大末建設株式会社との間に特別の関係はありません。

#### ロ. 社外役員の子な活動状況

| 氏名      | 地位    | 主 な 活 動 状 況   |
|---------|-------|---|
| 青 井 倫 一 | 社外取締役 | 当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経営に関する豊富な知識と高い見識を有する大学院教授としての視点から発言を行っております。               |
| 関 孝 哉   | 社外取締役 | 当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主にコーポレート・ガバナンスの専門家としての豊富な知識と高い見識に基づいた発言を行っております。             |
| 青 木 昭 明 | 社外取締役 | 取締役就任後、当期開催の取締役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、主にグローバル・ビジネスについて高い見識を有する経営者としての経験に基づいた発言を行っております。     |
| 田 中 信 義 | 社外監査役 | 当期開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会9回のうち9回に出席し、必要に応じ、主に裁判官の経験を有する弁護士として、法律家の立場から発言を行っております。       |
| 神 谷 國 廣 | 社外監査役 | 当期開催の取締役会12回のうち11回に、また、監査役会9回のうち8回に出席し、必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と財務及び会計の専門家の視点に基づいた発言を行っております。 |

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役青井倫一氏、関 孝哉氏及び青木昭明氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

当社と社外監査役田中信義氏及び神谷國廣氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、8百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

**(4) 会計監査人の状況**

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

**② 報酬等の額**

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 78百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 88百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 子会社アンリツ産機システム株式会社につきましても、有限責任 あずさ監査法人が会計監査人となっております。
3. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

**③ 非監査業務の内容**

該当事項はありません。

**④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役全員の同意により解任いたします。

取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることにします。

- (注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には当事業年度中における方針を記載しております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は次のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、経営理念で掲げる「誠と和と意欲」を基本に、経営方針で「良き企業市民としての社会貢献」を表明するとともに、「品格ある企業」に成長することを目指して、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範を制定し、法令と企業倫理の遵守を企業活動の原点としています。
- ロ. 当社の取締役・執行役員は、この基本方針の実践が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、実効ある社内体制の整備を行い、企業倫理の徹底を図ります。
- ハ. 社長を委員長とするCSR推進委員会のもと、企業倫理推進委員会は、倫理法令遵守基本規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会（情報管理・公正取引推進・輸出入管理・環境管理等の委員会）と連携しながら、コンプライアンス体制の整備、充実に努めます。また、企業倫理推進委員会は、コンプライアンス上の問題点を取締役会に定期的に報告し、取締役会は問題点の改善に努めます。
- ニ. 企業倫理推進委員会は、コンプライアンスに関わる各委員会と連携して、従業員に対して教育研修を実施し、その効果をモニタリングします。内部監査部門は、コンプライアンスに関わる各委員会及び企業倫理の推進を担う法務部門の活動を監査します。
- ホ. 当社の従業員は、アンリツグループ行動規範に違反するおそれがある行為が行われていることを知った場合は、上司経由又は自らが社内窓口、社外窓口で報告・通報する手段を有します。この場合において報告・通報の事実は秘密として扱われて、報告・通報者が何らの不利益を蒙ることはありません。
- ヘ. 当社は、適正な財務報告とその信頼性を確保するために、組織体制を整備するとともに、内部統制システム基本規程に基づき、内部統制の確実な運用と継続的改善を行います。
- ト. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助成する行為は行いません。また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連携して対応することとします。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社は、業務上取り扱う情報について、情報管理基本規程に基づき、厳格かつ適切に管理する体制を整備し運用します。

- ロ. 取締役・執行役員的意思決定と業務の執行に係る文書（例えば、株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、経営戦略会議議事録と関連資料等）については、法令及び営業秘密管理規程に基づき、保管責任者、保管期間、保管方法を明確にして、適切に管理し、取締役、監査役が当該文書を速やかに閲覧できる体制を整備します。
- ハ. 営業秘密、個人情報については、法令及び営業秘密管理規程、個人情報保護規程に基づき厳格かつ適切に管理します。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、当社の主要リスクを①経営的意思決定と業務の執行に係るリスク、②法令違反リスク、③環境保全リスク、④製品・サービスの品質リスク、⑤輸出入管理リスク、⑥情報セキュリティリスク、⑦災害リスクであると認識し、リスクごとにリスク管理責任者を明確にして、リスクの分析評価を行うとともに、規則・ガイドラインの制定、教育研修の実施などリスク管理レベルの向上と事業の継続発展を確保するための体制を整備します。
- ロ. 中期経営計画策定の過程においては、経営環境の変化を踏まえてリスクを洗い出し、経営目標を達成するためにリスク対応策を策定します。また、社長を議長とする取締役・執行役員で構成される月例の経営戦略会議において、必要に応じてリスク分析とリスク対応策の進捗状況を審議するとともに、取締役会に報告します。
- ハ. これらのリスクマネジメントに関する活動を体系化し統一的に運用するため、リスクマネジメント基本規程を制定し、企業価値を一層向上させ、企業活動の持続的発展に結びつけていきます。
- ニ. 会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程に基づき、社長が関係者を招集し、状況の把握と対策を講ずるとともに、速やかに取締役会及び監査役会に報告します。
- ホ. 重大な事故、災害が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程及び災害・緊急対策基本規程に基づき、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、被害の最小化と事業の早期回復に努めます。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくため、執行役員制度のもと、取締役・執行役員の職務分担を明確にし、当該業務の執行については、業務分掌規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。

- ロ. 取締役会は、毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うものとします。
- ハ. 取締役会は、経営戦略会議が策定した中期経営計画とそれに連動した単年度の経営予算の審議、承認及び執行状況の監督をします。
- ニ. 社長は、中期経営計画と経営予算に基づき自らのミッションと年度目標を設定し、経営目標を達成するためリーダーシップを発揮します。執行役員は、それを受けて自らの職務の権限と分担に基づいたミッションと年度目標を設定し、その実現に取り組みます。
- ⑤ 当該株式会社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- イ. 当社グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範の徹底を図ります。
- ロ. 取締役・執行役員は、グループ経営の効率性をより高めるために、分担するグループ会社の取締役・執行役員と緊密な連携のもと、経営管理を実施するとともに、リスクマネジメント体制の整備を図ります。
- ハ. 取締役・執行役員は、それぞれの職務分担に従い、グループ会社が適切な内部統制システムを整備するように指導します。
- ニ. アンリツグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らして適切なものとします。
- ホ. 内部監査部門は、グループ会社の内部監査部門等と連携して、業務の適正性についてグループ会社の監査を行います。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- イ. 監査役は、内部監査部門にその職務の補助を要請できることとし、その旨を内部監査部門に関する業務分掌規程により明確化します。
- ロ. 監査役は、必要に応じて本社管理部門の専門知識を有する従業員からの協力及び事務の取扱いに関する支援を受けることができるものとします。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- イ. 監査役よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員は、その要請事項に関しては、取締役・執行役員及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。

ロ. 内部監査部門の部門長の人事異動は、常勤監査役の事前の同意を得なければならないものとします。

⑧ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に加え、経営戦略会議、中期経営計画等の審議会など重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できるものとします。

ロ. 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役・執行役員及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができるものとします。

ハ. 取締役・執行役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項又は法令もしくは定款に違反する行為を認知した場合は、当該事項等のほか、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備運用状況、重要な会計方針・会計基準及びその変更、その他必要な重要事項を、速やかに監査役に報告するものとします。また、監査役への報告体制及び情報伝達ルートについて規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

イ. 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとします。

ロ. 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。また、監査役は、必要に応じて内部監査部門及び内部監査に関連する管理部門に調査を求めることができるものとします。

ハ. 監査役が連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行うことができるようにするため、監査役への情報提供体制及び内部監査部門との連携体制を整備します。

ニ. 取締役・執行役員は、監査役の監査がより効果的に行われるために、内部監査体制の充実や協力体制の徹底を図ります。

ホ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を活用できるものとします。

(注) 上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月27日開催の当社取締役会の決議により、内容を一部改定しております。なお、改定後の体制はインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.anritsu.com/ja-JP>)に掲載しております。



## (6) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、公開企業として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定すべきものと考えます。一方で、当社は、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に生かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えています。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えています。

そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者による大規模買付行為に対しては、株主の皆様のご判断に資するよう、大規模買付者への情報提供要求など積極的な情報収集と適切な情報開示に努めるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るため、必要に応じ、法令及び定款によって許容される限度において、適切な措置を講ずるものとしします。

### ② 基本方針の実現のための取組みの概要

当社は、より長期的な視点で企業価値の向上に取り組むために、10年スパンの時間軸で取り組む「2020 VISION」及びそのマイルストーンとなる中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループを挙げて取り組んでおります。また、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化のため、執行役員制度の導入や複数の独立性のある社外取締役の選任による経営監督機能の強化、報酬委員会・指名委員会の設置による経営の透明性の確保に努めております。さらに、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、平成27年6月25日開催予定の当社第89期定時株主総会における承認を条件に、「監査等委員会設置会社」に移行する予定です。

このような企業価値向上を核とした経営を進めることは、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減する方向に導くものとして、前記①の基本方針に沿うものと考えます。また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

---

(注) 本事業報告における金額及び株式数は、1株当たり当期純利益、基本的1株当たり当期利益、1株当たり純資産額及び1株当たり親会社所有者帰属持分を除き表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。また、比率(%)は表示単位未満を四捨五入して表示しております。



## 連結財政状態計算書

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------------|----------------|
| <b>資 産</b>      |                | <b>負 債</b>           |                |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>84,126</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>34,516</b>  |
| 現金及び現金同等物       | 34,916         | 営業債務及びその他の債務         | 11,536         |
| 営業債権及びその他の債権    | 24,811         | 社債及び借入金              | 6,585          |
| その他の金融資産        | 1,276          | その他の金融負債             | 82             |
| 棚卸資産            | 19,191         | 未払法人所得税              | 1,785          |
| 未収法人所得税         | 205            | 従業員給付引当金             | 6,458          |
| その他の流動資産        | 3,725          | その他の流動負債             | 320            |
| <b>非流動資産</b>    | <b>42,766</b>  | <b>非流動負債</b>         | <b>13,710</b>  |
| 有形固定資産          | 26,877         | 営業債務及びその他の債務         | 378            |
| のれん及び無形資産       | 2,558          | 社債及び借入金              | 9,479          |
| 投資不動産           | 1,997          | その他の金融負債             | 107            |
| 営業債権及びその他の債権    | 393            | 従業員給付引当金             | 1,416          |
| その他の金融資産        | 2,183          | 繰延税金負債               | 127            |
| 持分法で会計処理されている投資 | 87             | その他の非流動負債            | 362            |
| 繰延税金資産          | 8,651          |                      | 1,839          |
| その他の非流動資産       | 17             | <b>負 債 合 計</b>       | <b>48,227</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>126,893</b> | <b>資 本</b>           |                |
|                 |                | 親会社の所有者に帰属する持分合計     | 78,639         |
|                 |                | 資本金                  | 19,052         |
|                 |                | 資本剰余金                | 28,217         |
|                 |                | 利益剰余金                | 24,565         |
|                 |                | 自己株式                 | △869           |
|                 |                | その他の資本の構成要素          | 7,673          |
|                 |                | 非支配持分                | 26             |
|                 |                | <b>資 本 合 計</b>       | <b>78,665</b>  |
|                 |                | <b>負 債 ・ 資 本 合 計</b> | <b>126,893</b> |

## 連結純損益及びその他の包括利益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                        | 金      | 額      |
|----------------------------|--------|--------|
| 売上収益                       |        | 98,839 |
| 売上原価                       |        | 46,147 |
| 売上総利益                      |        | 52,692 |
| その他の収益・費用                  |        |        |
| 販売費及び一般管理費                 | 29,605 |        |
| 研究開発費                      | 12,940 |        |
| その他の収益                     | 1,016  |        |
| その他の費用                     | 279    | 41,809 |
| 営業利益                       |        | 10,882 |
| 金融収益                       |        | 1,260  |
| 金融費用                       |        | 634    |
| 持分法による投資収益                 |        | 83     |
| 税引前当期利益                    |        | 11,591 |
| 法人所得税費用                    |        | 3,716  |
| 当期利益                       |        | 7,874  |
| その他の包括利益                   |        |        |
| 純損益に振り替えられないことのない項目        |        |        |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産 | △7     |        |
| 確定給付制度の再測定                 | 1,338  |        |
| 計                          | 1,330  |        |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目        |        |        |
| 在外営業活動体の換算差額               | 2,692  |        |
| 計                          | 2,692  | 4,023  |
| 当期包括利益                     |        | 11,898 |
| 当期利益の帰属                    |        |        |
| 親会社所有者                     | 7,857  |        |
| 非支配持分                      | 16     | 7,874  |
| 当期包括利益の帰属                  |        |        |
| 親会社所有者                     | 11,881 |        |
| 非支配持分                      | 16     | 11,898 |

## 連結持分変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|               | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式   | その<br>他<br>の<br>素<br>質<br>構<br>成 | の<br>本<br>要<br>素 | 親<br>有<br>分<br>持<br>分 | 社<br>有<br>分<br>持<br>分 | の<br>に<br>お<br>け<br>る<br>計 | 非支配持分  | 資本合計 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|----------------------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|--------|------|
| 平成26年4月1日残高   | 19,052 | 28,191 | 23,521 | △868   | 4,988                            |                  | 74,886                |                       | 10                         | 74,896 |      |
| 当期利益          | —      | —      | 7,857  | —      | —                                |                  | 7,857                 |                       | 16                         | 7,874  |      |
| その他の包括利益      | —      | —      | 1,338  | —      | 2,684                            |                  | 4,023                 |                       | —                          | 4,023  |      |
| 当期包括利益        | —      | —      | 9,196  | —      | 2,684                            |                  | 11,881                |                       | 16                         | 11,898 |      |
| ストック・オプションの付与 | —      | 25     | —      | —      | —                                |                  | 25                    |                       | —                          | 25     |      |
| 剰余金の配当        | —      | —      | △3,152 | —      | —                                |                  | △3,152                |                       | —                          | △3,152 |      |
| 自己株式の取得       | —      | —      | —      | △5,000 | —                                |                  | △5,000                |                       | —                          | △5,000 |      |
| 自己株式の消却       | —      | —      | △4,999 | 4,999  | —                                |                  | —                     |                       | —                          | —      |      |
| 非支配株主への配当     | —      | —      | —      | —      | —                                |                  | —                     |                       | △0                         | △0     |      |
| 所有者との取引額等合計   | —      | 25     | △8,152 | △0     | —                                |                  | △8,128                |                       | △0                         | △8,128 |      |
| 平成27年3月31日残高  | 19,052 | 28,217 | 24,565 | △869   | 7,673                            |                  | 78,639                |                       | 26                         | 78,665 |      |

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                | <b>負債の部</b>     |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>41,789</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>32,888</b>  |
| 現金及び預金          | 15,095         | 買掛金             | 4,135          |
| 受取手形            | 486            | 短期借入金           | 1,190          |
| 売掛金             | 13,971         | 1年内返済予定の長期借入金   | 5,000          |
| 製品              | 2,789          | リース債            | 15             |
| 仕掛品             | 2,332          | 未払金             | 6,856          |
| 原材料             | 2,876          | 未払費用            | 1,388          |
| 前払費用            | 119            | 未払法人税等          | 409            |
| 繰延税金資産          | 1,152          | 前受金             | 1,643          |
| その他の金融資産        | 3,077          | 預り金             | 12,155         |
| 貸倒引当金           | △111           | 製品保証引当金         | 40             |
| <b>固定資産</b>     | <b>78,560</b>  | 役員賞与引当金         | 48             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>17,604</b>  | その他             | 5              |
| 建物              | 13,331         | <b>固定負債</b>     | <b>9,787</b>   |
| 構築物             | 269            | 社債              | 6,000          |
| 機械及び装置          | 169            | 長期借入金           | 3,500          |
| 車輜運搬具           | 0              | リース債            | 12             |
| 工具、器具及び備品       | 1,741          | 役員退職慰労引当金       | 5              |
| 土地              | 2,010          | その他             | 269            |
| 建設仮勘定           | 81             | <b>負債合計</b>     | <b>42,676</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,274</b>   | <b>純資産の部</b>    |                |
| ソフトウェア          | 1,222          | <b>株主資本</b>     | <b>77,063</b>  |
| その他の金融資産        | 52             | 資本金             | 19,052         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>59,680</b>  | 資本剰余金           | 28,002         |
| 投資有価証券          | 859            | 資本準備金           | 28,002         |
| 関係会社株           | 46,258         | 利益剰余金           | 30,878         |
| 長期貸付金           | 5,501          | 利益準備金           | 2,468          |
| 前払年金費用          | 4,075          | その他利益剰余金        | 28,410         |
| 繰延税金資産          | 2,869          | 別途積立金           | 21,719         |
| その他の金融資産        | 117            | 繰越利益剰余金         | 6,691          |
| 貸倒引当金           | △0             | <b>自己株式</b>     | <b>△869</b>    |
| <b>資産合計</b>     | <b>120,350</b> | 評価・換算差額等        | 395            |
|                 |                | その他有価証券評価差額金    | 395            |
|                 |                | <b>新株予約権</b>    | <b>214</b>     |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>77,673</b>  |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>120,350</b> |

# 損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   | 額      |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 49,876 |
| 売 上 原 価                 |       | 28,125 |
| 売 上 総 利 益               |       | 21,751 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 17,271 |
| 営 業 利 益                 |       | 4,479  |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金   | 1,045 |        |
| そ の 他                   | 788   | 1,834  |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 支 払 利 息                 | 167   |        |
| そ の 他                   | 200   | 367    |
| 経 常 利 益                 |       | 5,946  |
| 特 別 損 失                 |       |        |
| 減 損 損 失                 | 67    | 67     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 5,879  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,329 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 216   | 1,545  |
| 当 期 純 利 益               |       | 4,333  |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                       | 株 主 資 本       |               |               |              |                 |               |               |             |               |             |
|---------------------------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|-----------------|---------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
|                                       | 資 本 金         | 資 本 剩 余 金     |               | 利 益 剩 余 金    |                 |               |               | 自 己 株 式     | 株 主 資 本 計     |             |
|                                       |               | 資 本 金         | 資 本 剩 余 金 計   | 利 益 剩 余 金 計  | そ の 他 利 益 剩 余 金 |               |               |             |               | 利 益 剩 余 金 計 |
|                                       |               |               |               |              | 別 立 積 立 金       | 繰 越 剰 余 金     | 益 剰 余 金       |             |               |             |
| <b>当 期 首 残 高</b>                      | <b>19,052</b> | <b>28,002</b> | <b>28,002</b> | <b>2,468</b> | <b>21,719</b>   | <b>10,510</b> | <b>34,697</b> | <b>△868</b> | <b>80,883</b> |             |
| 当 期 変 動 額                             |               |               |               |              |                 |               |               |             |               |             |
| 剰 余 金 の 配 当                           | －             | －             | －             | －            | －               | △3,152        | △3,152        | －           | △3,152        |             |
| 当 期 純 利 益                             | －             | －             | －             | －            | －               | 4,333         | 4,333         | －           | 4,333         |             |
| 自 己 株 式 の 取 得                         | －             | －             | －             | －            | －               | －             | －             | △5,000      | △5,000        |             |
| 自 己 株 式 の 消 却                         | －             | －             | －             | －            | －               | △4,999        | △4,999        | 4,999       | －             |             |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | －             | －             | －             | －            | －               | －             | －             | －           | －             |             |
| 合 計                                   | －             | －             | －             | －            | －               | △3,819        | △3,819        | △0          | △3,820        |             |
| <b>当 期 末 残 高</b>                      | <b>19,052</b> | <b>28,002</b> | <b>28,002</b> | <b>2,468</b> | <b>21,719</b>   | <b>6,691</b>  | <b>30,878</b> | <b>△869</b> | <b>77,063</b> |             |

|                                       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                   | 新 予 約 株 権  | 純 資 産 計       |
|---------------------------------------|-------------------------|-------------------|------------|---------------|
|                                       | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 |            |               |
| <b>当 期 首 残 高</b>                      | <b>465</b>              | <b>465</b>        | <b>189</b> | <b>81,538</b> |
| 当 期 変 動 額                             |                         |                   |            |               |
| 剰 余 金 の 配 当                           | －                       | －                 | －          | △3,152        |
| 当 期 純 利 益                             | －                       | －                 | －          | 4,333         |
| 自 己 株 式 の 取 得                         | －                       | －                 | －          | △5,000        |
| 自 己 株 式 の 消 却                         | －                       | －                 | －          | －             |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | △69                     | △69               | 25         | △44           |
| 合 計                                   | △69                     | △69               | 25         | △3,864        |
| <b>当 期 末 残 高</b>                      | <b>395</b>              | <b>395</b>        | <b>214</b> | <b>77,673</b> |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

アンリツ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平野 巖 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森居 達郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永田 篤 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アンリツ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、アンリツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

アンリツ株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平野 巖 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森居 達郎 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永田 篤 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アンリツ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査基準、監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査基準等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、その取締役及び監査役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を法令及び企業会計審議会等により公表された諸基準に準拠して整備している旨の通知及び監査品質の改善に係る取組みについての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

アンリツ株式会社 監査役会

常勤監査役 山 口 重 久 ㊞

常勤監査役 菊 川 知 之 ㊞

社外監査役 田 中 信 義 ㊞

社外監査役 神 谷 國 廣 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元について、連結業績に応じるとともに、総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結当期利益の上昇に応じて、親会社所有者帰属持分配当率（DOE：Dividend On Equity）を上げることを基本にしつつ、連結配当性向25%以上を目標としており、株主総会決議もしくは取締役会決議により、期末配当及び中間配当の年2回の配当を行う方針です。

自己株式の取得は、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら、必要に応じ適切に実施していく方針です。当期は50億円の自己株式の取得及び消却を実施いたしました。

内部留保資金は、急速に進展する技術革新や市場構造の変化に対応するための研究開発や設備投資、サポート・サービスの拡充を図るための投資、さらなる事業拡大を目指すための投資などに活用していく方針です。

当期の剰余金の処分につきましては、基本方針に基づき諸般の事情を総合的に考慮して、次のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

- |   |                  |
|---|------------------|
| (1) 配当財産の種類   | 金銭               |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額                              |                  |
| 当社普通株式1株当たり金12円   | 総額1,649,655,732円 |
| なお、当期は1株につき12円の中間配当をさせていただいておりますので、当期の年間配当金は、1株につき24円となります。 |                  |
| (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  | 平成27年6月26日       |

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 事業活動の多様化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款規定第3条(目的)の事業目的の文言を追加するものであります。
- (2) コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下「改正会社法」といいます。)により創設された「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等ではない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮できるように、損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、現行定款規定第30条(社外取締役の責任免除)の変更を行うものであります。なお、本改正に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設し、これに伴い、当該規定と重複することになる現行定款規定第7条(自己の株式の取得)及び第43条(中間配当)を削除するものであります。なお、本改正は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。
- (5) 上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                | 変 更 案                     |
|------------------------|---------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条～第2条 (省略) | 第1章 総則<br>第1条～第2条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| (目的)<br>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1 電気通信機械器具の製造及び販売<br>2 一般電気機械器具の製造及び販売<br>3 一般機械器具の製造及び販売<br>4 精密機械器具の製造及び販売<br>(新設)<br>5 電子部品、半導体素子・回路の製造及び販売<br>6 前各号に付随するシステム、ソフトウェアの開発及び販売<br>7 前各号の機械器具等の賃貸、リサイクル及び保守サービス<br>8 建設工事の請負<br>9 不動産の賃貸<br>10 情報通信、情報処理及び情報提供等のサービス業務<br>11 労働者派遣事業<br>12 前各号に付随する一切の業務並びに投資 | (目的)<br>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1 電気通信機械器具の製造及び販売<br>2 一般電気機械器具の製造及び販売<br>3 一般機械器具の製造及び販売<br>4 精密機械器具の製造及び販売<br>5 医療機械器具の製造及び販売<br>6 電子部品、半導体素子・回路の製造及び販売<br>7 前各号に付随するシステム、ソフトウェアの開発及び販売<br>8 前各号の機械器具等の賃貸、 <u>買取り</u> 、リサイクル及び保守サービス<br>9 建設工事の請負<br>10 不動産の賃貸<br>11 情報通信、情報処理及び情報提供等のサービス業務<br>12 労働者派遣事業<br>13 前各号に付随する一切の業務並びに投資 |
| (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1 取締役会<br>2 監査役<br>3 監査役会<br>4 会計監査人  | (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1 取締役会<br>2 監査等委員会<br>(削除)<br>3 会計監査人  |
| 第5条 (省略)<br>第2章 株式   | 第5条 (現行どおり)<br>第2章 株式   |
| 第6条 (省略)<br>(自己の株式の取得)   | 第6条 (現行どおり)   |
| 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、 <u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>   | (削除)  |
| 第8条～第12条 (省略)<br>第3章 株主総会  | 第7条～第11条 (現行どおり)<br>第3章 株主総会  |
| 第13条～第18条 (省略)   | 第12条～第17条 (現行どおり)   |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)<br/>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)<br/>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">② (省略)<br/>③ (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">② 取締役会は、その決議によって、取締役のうち、社長1名その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)<br/>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)<br/>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">② (現行どおり)<br/>③ (現行どおり)</p> <p>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)<br/>第20条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(取締役の任期)<br/>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から社長1名その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</p> |



| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>第23条～第24条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>② (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条～第28条 (省略)</p> <p>(取締役会の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第40条 (省略)</p> | <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| (新設)  | 第5章 監査等委員会<br><u>(常勤の監査等委員)</u>   |
| (新設)  | 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。   |
| (新設)  | <u>(監査等委員会の招集通知)</u><br>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 |
| (新設)  | ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。<br><u>(監査等委員会の決議方法)</u>                          |
| (新設)  | 第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  |
| (新設)  | <u>(監査等委員会規則)</u><br>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。                      |
| 第6章 計算<br>第41条 (省略)                               | 第6章 計算<br>第36条 (現行どおり)<br><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>   |
| (新設)  | 第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定めのある事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。                  |
| (剰余金の配当の基準日)<br>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。     | (剰余金の配当の基準日)<br>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。   |
| (新設)  | ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。  |
| ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。                   | ③ 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。  |
| <u>(中間配当)</u>                                     | (削除)  |
| 第43条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。 | (削除)  |
| 第44条 (省略)   | 第39条 (現行どおり)  |

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役8名全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況  | 所有する当社株式の数 |
|-------|--|---|------------|
| 1     | はし 橋 氏<br>もと 本 氏<br>ひろ 裕 氏<br>かず 一 氏<br>(昭和24年10月20日生) | 昭和48年4月 当社入社<br>平成10年4月 経理部長<br>平成14年6月 取締役 経理部長委嘱<br>執行役員兼務<br>平成16年4月 上席常務執行役員兼務<br>平成18年6月 専務執行役員兼務<br>平成19年6月 代表取締役<br>平成22年4月 代表取締役社長(現任)<br>グループCEO(現任)   | 33,400株    |
| 2     | た 田 氏<br>なか 中 氏<br>けん 健 氏<br>じ 二 氏<br>(昭和27年3月13日生)    | 昭和49年4月 当社入社<br>平成14年3月 メジャメント ソリューションズ ワイヤレスコム事業部マーケティング部長<br>平成15年4月 計測事業統轄本部ワイヤレス計測事業部プロダクトマーケティング部長<br>平成16年4月 執行役員<br>計測事業統轄本部ワイヤレス計測事業部長<br>平成20年4月 営業・CRM戦略グループ マーケティング本部長<br>平成21年4月 マーケティング本部長<br>平成21年6月 取締役 マーケティング本部長委嘱<br>平成22年4月 専務執行役員兼務<br>計測事業グループプレジデント(現任)<br>平成22年6月 代表取締役(現任)<br>平成24年4月 副社長兼務(現任) | 12,700株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況   | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------|--|------------|
| 3     | つかさ 政 ふうみ 文 ひろ 祐<br>(昭和27年3月26日生)     | 昭和49年4月 当社入社<br>平成12年6月 インダストリアル ソリューションズ<br>マーケティング部長<br>平成14年7月 アンリツ産機システム株式会社<br>開発本部第二開発部長<br>平成17年4月 同社開発本部開発支援部長<br>平成18年6月 同社執行役員 製造本部長<br>平成20年4月 同社企画室長<br>平成20年6月 同社代表取締役社長(現任)<br>平成23年4月 当社執行役員<br>産業機械事業グループプレジデント<br>(現任)<br>平成24年4月 常務執行役員(現任)<br>平成24年6月 取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>アンリツ産機システム株式会社 代表取締役社長 | 11,400株    |
| 4     | たに 谷 あい 合 とし 俊 すみ 澄<br>(昭和32年11月23日生) | 昭和56年4月 当社入社<br>平成16年7月 営業本部営業支援部長<br>平成20年4月 人事総務部担当部長<br>平成21年4月 執行役員<br>人事総務部長<br>平成23年4月 コーポレート総括(現任)<br>平成23年6月 取締役(現任)<br>平成25年4月 経営企画室長委嘱(現任)<br>平成27年4月 常務執行役員兼務(現任)   | 8,100株     |
| 5     | くぼ 達 た あき 田 顕 ふみ 文<br>(昭和35年1月27日生)   | 昭和58年4月 当社入社<br>平成16年4月 経理部担当部長<br>平成19年4月 経理部長<br>平成22年4月 執行役員(現任)<br>財務総括(CFO)(現任)<br>平成25年6月 取締役(現任)<br>経理部長委嘱(現任)<br>平成27年4月 IR部長委嘱(現任)  | 6,500株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況  | 所有する当社株式の数 |
|-------|---|---|------------|
| 6     | あおき てるあさ<br>青木 昭明<br>(昭和16年10月18日生)         | 昭和45年1月 ソニー株式会社入社<br>平成元年6月 同社取締役<br>平成8年6月 同社常務取締役<br>平成10年4月 ソニー・エレクトロニクス・インク(米<br>国法人)社長兼COO<br>平成15年6月 ソニー株式会社業務執行役員専務<br>平成17年4月 ソニー株式会社ソニーユニバーシティ<br>学長(現任)<br>平成18年2月 マイクロン・テクノロジー・インク(米<br>国法人)取締役<br>平成18年4月 ソニー株式会社社友(現任)<br>平成19年6月 シチズンホールディングス株式会<br>社外取締役(現任)<br>平成23年6月 マイクロンジャパン株式会社 代表取<br>締役<br>平成26年6月 当社取締役(現任)<br>平成26年11月 マイクロンジャパン株式会社 代表取<br>締役退任<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ソニー株式会社ソニーユニバーシティ 学長 | 10,000株    |
| 7     | (新任)<br>いちかわ さちこ<br>市川 佐知子<br>(昭和42年1月17日生) | 平成元年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社み<br>ずほ銀行)入社<br>平成2年2月 同社退職<br>平成9年4月 弁護士登録 田辺総合法律事務所入所<br>平成17年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録<br>平成21年11月 公益社団法人会社役員育成機構監事<br>(現任)<br>平成23年1月 田辺総合法律事務所パートナー(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>田辺総合法律事務所 パートナー<br>公益社団法人会社役員育成機構 監事   | なし         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況  | 所有する当社<br>株式の数 |
|-------|------------------------------|---|----------------|
| 8     | (新任)<br>佐野高志<br>(昭和23年4月3日生) | 昭和48年10月 アーサー・アンダーセン会計事務所(現有限責任 あずさ監査法人) 入所<br>昭和54年2月 ネミック・ラムダ株式会社(現TDKラムダ株式会社) 入社<br>昭和61年6月 ネミック・ラムダ(シンガポール) PTE. LTD. (現TDK-Lambda Singapore Pte. Ltd.) 社長<br>平成4年12月 井上斎藤英和監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 入所<br>平成5年1月 公認会計士登録<br>平成9年8月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 代表社員<br>平成19年11月 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 退職<br>平成19年12月 佐野公認会計士事務所開設(現任)<br>平成23年6月 株式会社図研 社外監査役<br>平成26年6月 同社 社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>佐野公認会計士事務所 所長<br>株式会社図研 社外取締役 | なし             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青木昭明氏、市川佐知子氏及び佐野高志氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 青木昭明氏につきましては、グローバル・ビジネスについて高い見識を有する経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 市川佐知子氏につきましては、直接、会社の経営に関与したことはありませんが、日米の弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (3) 佐野高志氏につきましては、グローバル・ビジネスについて高い見識を有する経営者としての豊富な経験と幅広い知識、並びに公認会計士としての財務及び会計に関する幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (4) 青木昭明氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

- (5) 当社は、青木昭明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、市川佐知子氏及び佐野高志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
- (6) 青木昭明氏は、平成27年6月にシチズンホールディングス株式会社の社外取締役を退任予定です。
3. 当社と社外取締役候補者の重要な兼職先との関係は以下のとおりであります。
- (1) 当社は、青木昭明氏の重要な兼職先であるソニー株式会社に対して、直接又は間接的に、企業集団として製品の販売、保守等の取引実績がありますが、取引額は当社の当期連結売上収益の1%未満であります。
- (2) 当社と、市川佐知子氏の重要な兼職先である田辺総合法律事務所及び公益社団法人会社役員育成機構との間に特別の関係はありません。
- (3) 当社と、佐野高志氏の重要な兼職先である佐野公認会計士事務所及び株式会社凶研との間に特別の関係はありません。
4. 当社は、青木昭明氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。当社は、青木昭明氏、市川佐知子氏及び佐野高志氏が原案どおり選任されますと、青木昭明氏との間で当該契約を継続する予定であり、市川佐知子氏及び佐野高志氏との間で当該契約と同内容の契約を締結する予定であります。



#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況   | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------|--|------------|
| 1     | (新任)<br>関 孝 哉<br>(昭和28年7月9日生) | 昭和52年4月 東洋信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社<br>平成7年10月 同社証券代行部企画グループ調査役<br>平成13年3月 同社退職<br>みずほ証券株式会社入社<br>平成13年10月 株式会社日本投資環境研究所調査部長兼首席研究員<br>平成18年4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科兼任講師(現任)<br>平成20年6月 みずほ証券株式会社及び株式会社日本投資環境研究所退職<br>コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社代表取締役(現任)<br>平成21年3月 京都大学博士号(経済学)取得<br>平成23年6月 当社取締役(現任)<br>平成24年4月 明治大学商学部特任講師<br>麗澤大学経済学部客員教授(現任)<br>平成26年4月 明治大学国際連携機構特任講師(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社代表取締役 | なし         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況  | 所有する当社株数の数 |
|-------|------------------------------|---|------------|
| 2     | (新任)<br>井上雄二<br>(昭和23年4月4日生) | 昭和46年4月 株式会社リコー入社<br>平成9年1月 同社経理本部副本部長<br>平成10年4月 同社経理本部長<br>平成10年10月 リコーリース株式会社 営業本部長<br>平成11年6月 同社常務取締役<br>平成12年4月 同社代表取締役社長<br>平成12年6月 株式会社リコー グループ執行役員<br>平成16年6月 同社常務取締役<br>平成17年6月 リコーリース株式会社 代表取締役社長執行役員<br>平成21年6月 同社代表取締役 社長執行役員退任<br>株式会社リコー 常任監査役<br>平成25年6月 同社常任監査役退任<br>平成26年6月 インフォテリア株式会社 社外監査役<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>インフォテリア株式会社 社外監査役 | なし         |
| 3     | (新任)<br>菊川知之<br>(昭和29年1月6日生) | 昭和54年4月 当社入社<br>平成13年4月 研究所第2開発部長<br>平成17年9月 アンリツデバイス株式会社代表取締役社長<br>平成18年4月 当社R&D本部光デバイスR&Dセンター長<br>平成20年4月 R&D統轄本部コアテクノロジーR&Dセンター長<br>平成23年4月 執行役員<br>平成24年11月 技術企画室長<br>平成25年6月 常勤監査役 (現任)  | 6,000株     |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 関孝哉氏及び井上雄二氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 関孝哉氏につきましては、グローバルなコーポレート・ガバナンスの専門家としての豊富な知識と卓越した見識を当社の経営及び監査等に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 井上雄二氏につきましては、経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する幅広い見識を当社の経営及び監査等に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (3) 関 孝哉氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
  - (4) 当社は、関 孝哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、井上雄二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 当社と社外取締役候補者の重要な兼職先との関係は以下のとおりであります。
- (1) 当社と、関 孝哉氏の重要な兼職先であるコーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社との間に特別の関係はありません。
  - (2) 当社と、井上雄二氏の重要な兼職先であるインフォテリア株式会社との間に特別の関係はありません。
4. 当社は、関 孝哉氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。当社は、関 孝哉氏、井上雄二氏及び菊川知之氏が原案どおり選任されますと、関 孝哉氏との間で当該契約を継続する予定であり、井上雄二氏及び菊川知之氏との間で当該契約と同内容の契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案による選任の効力は、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとしします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況   | 所有する当社<br>株式の数 |
|--|--|----------------|
| あお い みち かず<br>青 井 倫 一<br>(昭和22年2月16日生) | 昭和55年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授<br>平成2年4月 同研究科教授<br>平成13年10月 同研究科委員長兼ビジネス・スクール校長<br>平成17年10月 同研究科教授<br>平成23年4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科専任教授(現任)<br>平成23年6月 エーザイ株式会社 社外取締役<br>当社取締役(現任)<br>平成26年4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科 研究科長(現任)<br>平成26年6月 エーザイ株式会社 社外取締役退任<br>(重要な兼職の状況)<br>明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科 研究科長・専任教授 | なし             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青井倫一氏は、補欠の社外取締役候補者として選任するものであります。  
なお、補欠の社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 青井倫一氏は、直接、会社の経営に関与したことはありませんが、大学院教授としての経営に関する豊富な知識と卓越した見識を当社の経営及び監査等に反映していただくため、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 青井倫一氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。なお、同氏は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、定款変更の効力発生時をもって任期満了により当社取締役を退任いたします。
3. 当社と、青井倫一氏の重要な兼職先である明治大学との間に特別の関係はありません。
4. 当社は、青井倫一氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。当社は、青井倫一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で当該契約と同内容の契約を締結する予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第80期定時株主総会において、「年額260百万円」と決議いただき、今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員であるものを除きます。）の報酬額を年額260百万円以内（うち社外取締役分は年額45百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものです。

なお、取締役（監査等委員であるものを除きます。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員であるものを除きます。）の員数は8名（うち社外取締役3名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものです。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第8号議案 役員賞与支給の件

当期末時の取締役8名のうち、社外取締役3名を除く取締役5名に対し、当期の業績等を勘案し、役員賞与として総額55百万円を支給いたしたいと存じます。また、各取締役に対する金額は取締役会の決定によることといたしたいと存じます。

## 第9号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、取締役（監査等委員であるものを除きます。）に対する報酬として、第6号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件」で提案させていただく報酬限度額とは別枠で、株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いするものであります。この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。なお、本制度に係る報酬の額及び内容は、下記2. のとおりであり、その詳細につきましては、下記2. の範囲内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することとなりますが、監査等委員会設置会社への移行後においても、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値の向上に努めていく所存です。当社は、本制度が、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に対する取締役の貢献意欲を高めることを目的として、経営指標に関する数値目標の達成度等に応じて支給する報酬制度であり、かつ透明性及び客観性が高いとされる信託を用いたインセンティブ・プランであることから、本制度の導入は相当であると考えております。

なお、当社の現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員であるものを除きます。以下同じ。）の員数は8名（うち社外取締役3名）となります。ただし、社外取締役は、本制度の対象者とししないものといたします。

### 2. 本制度に係る報酬の額及び内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、平成27年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度における取締役に対する報酬として、下記(2)を上限とする金員を拠出して設定された信託（以下「本信託」といいます。）が金融商品取引所の取引市場を通じて当社株式（当社普通株式。以下同じ。）を取得のうえ、当社から、一定の要件を満たす取締役に対し、その役位及び経営指標に関する数値目標に対する達成度等に応じて当該株式を交付する株式報酬制度です。なお、取引市場を通じて当社株式を取得するため、本制度による当社株式の希薄化は生じません。



(2) 当社が拠出する金員の上限  
金 1 億円

(3) 取締役へ交付される当社株式の数の算定方法

① 取締役へ交付される当社株式の数の上限

本信託により取締役へ交付される当社株式の数の上限は、当社が本信託に拠出する金員の上限額である 1 億円を、平成27年6月の各日（取引が成立しない日を除きます。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げるものとします。以下「基準株価」といいます。）で除して得られる数（小数点以下の端数は切り捨てるものとします。）とします。

なお、ご参考として、平成27年4月の各日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は832円であり、この場合、取締役へ交付される当社株式の数の上限は、120,192株となります。

② 取締役に対するポイントの付与

取締役会が定める役員株式交付規程に基づき、毎年所定の月に各取締役の役位別交付基準額が決定されます。各取締役に付与された当該役位別交付基準額に、当社の定める経営指標に関する数値目標に対する達成度と各人が予め設定した非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度で構成される業績貢献度係数を乗じて得た額を、さらに基準株価で除して得られる数値（小数点以下の端数は切り捨てるものとします。）をもって、当該取締役に對して付与するポイント数とします。

③ 付与されたポイントの数に応じた株式の交付

取締役は、上記②で付与を受けたポイントの数に応じて、当社株式の交付を受けます。なお、取締役に付与されるポイントは、下記(4)の交付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

(4) 取締役に対する株式交付

一定の要件を満たした取締役は、信託期間中の毎年、所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から上記(3)の方法により算定された数に相当する当社株式の交付を受けます。

(5) その他の内容

本制度の細目事項については、取締役会の決議により定めるものとします。

以 上



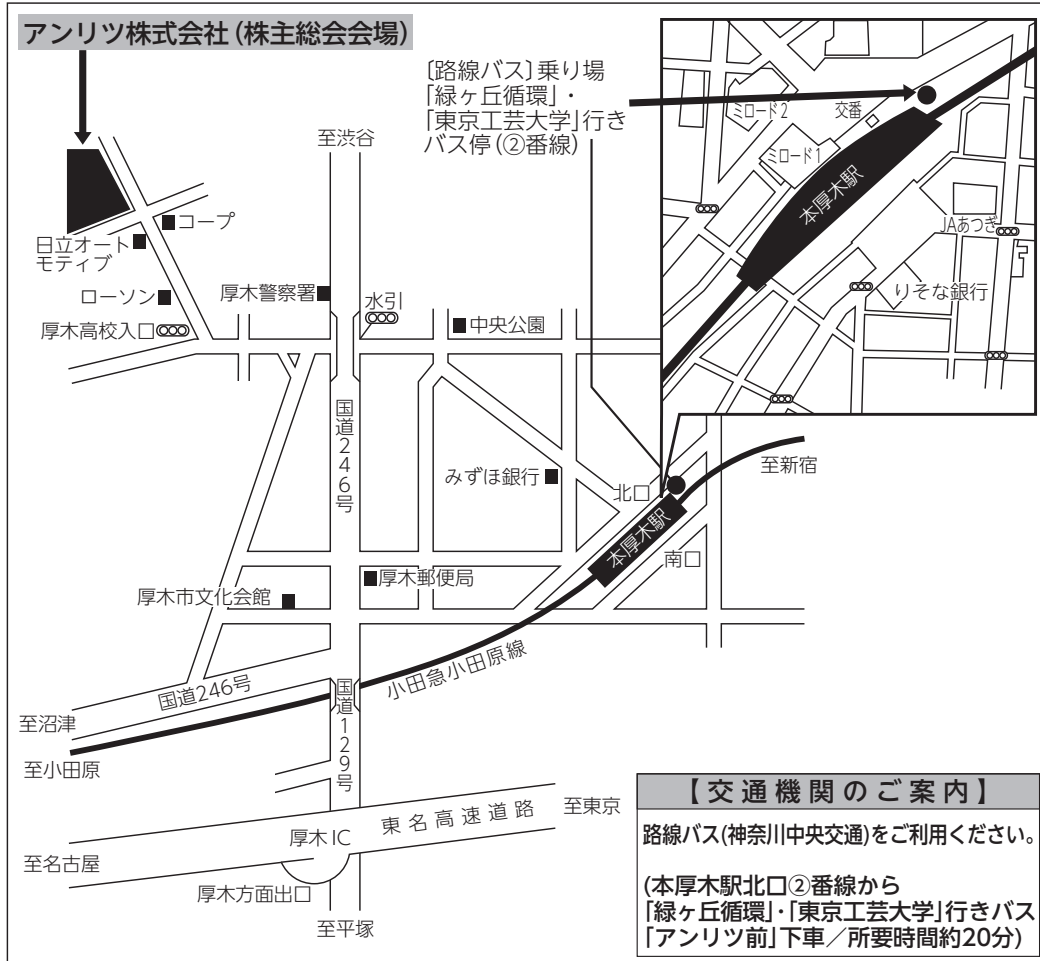


# 株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号

当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

TEL (046)223-1111



## 【ご注意】

専用の駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

おそれいりますが、ご来場の際は、路線バス等をご利用ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

